

# 役員報酬、手当、退任慰労金及び 旅費に関する規程

(昭和63年9月1日制定)

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 報酬、手当

(報酬)

第2条 役員報酬額は、理事会が、これを定めるものとする。

2 常勤の役員報酬額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 理事長	月額	100万円
(2) 学院長	月額	80万円
(3) 学長（大学）	月額	70万円
(4) 学長（短期大学）	月額	60万円
(5) 副理事長	月額	80万円
(6) 専務理事	月額	80万円
(7) 常務理事	月額	50万円

3 非常勤の役員報酬額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 理事	月額	41万円
(2) 監事	月額	25万円

4 特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、理事会の議を経て前項の報酬に一定額を加給して支給することができる。

(手当)

第3条 役員には、報酬のほか期末手当を支給する。

2 前項の手当額は、次のとおりとする。

(1) 理事	報酬月額	の8ヶ月分
(2) 監事	報酬月額	の8ヶ月分

(支給方法)

第 4 条 役員の報酬及び手当の支給方法については、職員の例による。

### 第 3 章 退任慰労金

(退任慰労金の支給)

第 5 条 役員の退任慰労金は、役員が退任したときその者に支給する。但し、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。

(支給基準)

第 6 条 役員の退任慰労金の額は、理事会が、これを定めるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第 7 条 第 5 条に規定する遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規程を準用する。

### 第 4 章 旅 費

(旅費の支給)

第 8 条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第 9 条 旅費の種類は、鉄道費、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

旅費の区分	旅費額
鉄 道 賃	旅客運賃 グリーン料金 特別急行料金
船 賃	旅客運賃及びグリーン料金又は特等料金
航 空 賃	実 費
車 賃	実 費
日 当	甲 5, 0 0 0 円 乙 2, 5 0 0 円
宿 泊 料	実 費

#### 備 考

日当は、宿泊した場合は甲の金額、宿泊しない場合は、乙の金額とする。  
但し、片道 3 0 0 キロメートル以上の地域への出張で宿泊を伴わない場合  
の日当の額は甲の金額に 2, 0 0 0 円を増額した金額を支給するものとする。

(出張雑費)

第 1 0 条 出張の性質により規程による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とす

る費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第11条 非常勤の役員が理事会出席の場合、交通費を実費支給する。

(旅費規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、理事会にて決定もしくは職員に適用する旅費規程を準用する。

第13条 この規程に定めるほか、この規程の施行についての必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から一部改定する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から一部改定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から一部改定する。